

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集について

令和 2 年 12 月 25 日
国 土 交 通 省

国土交通省では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）の改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見の受付は以下の要領で行いますので、よろしくお願い致します。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（別添1）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（別添2）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省不動産・建設経済局不動産課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和2年12月25日（金）～令和3年1月23日（土）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名・住所・所属（会社名又は所属団体名）・連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にてご意見を提出してください。なお、電話等によるご意見の受付は致しかねますので、ご了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-g_plb_fud@gxb.mlit.go.jp 国土交通省不動産・建設経済局
不動産課あて

※電子メールの件名を「「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメント」としてください。

②FAXの場合

FAX番号03-5253-1557 国土交通省不動産・建設経済局不動産課あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省不動産・建設経済局不動産課あて

5. 留意事項

- ・ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨ご了承ください。
- ・頂いたご意見の内容については、氏名・住所・所属（会社名又は所属団体名）・連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を除き公開される可能性がありますので、ご承知おきください。

(意見提出様式)

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 意見募集担当あて

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

1. 氏名

2. 住所

3. 所属

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. ご意見
(該当箇所)

(ご意見)

(理由)